新株予約権	×××	×××
純資産合計	×××	×××
負債純資産合計	×××	×××

（記載上の注意）

［略］

様式第八号

【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：　　円）

	前中間会計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日）	当中間会計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
［略］		
棚卸資産の増減額（△は増加）	×××	×××
［略］		
投資活動によるキャッシュ・フロー		
［略］		
財務活動によるキャッシュ・フロー		
［略］		
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の中間期末残高	×××	×××

（記載上の注意）

［1．～4．　略］

新株予約権	×××	×××
純資産合計	×××	×××
負債純資産合計	×××	×××

（記載上の注意）

［同左］

様式第八号

【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：　　円）

	前中間会計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日）	当中間会計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
［同左］		
たな卸資産の増減額（△は増加）	×××	×××
［同左］		
投資活動によるキャッシュ・フロー		
［同左］		
財務活動によるキャッシュ・フロー		
［同左］		
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の中間期末残高	×××	×××

（記載上の注意）

［1．～4．　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第三条　四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次のように、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第三条　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	**第三条**　［同上］
［一～四十　略］	［一～四十　同上］
四十一　時価の算定に係るインプット　財務諸表等規則第八条第六十五項に規定する時価の算定に係るインプットをいう。	［号を加える。］
四十二　時価の算定に係るインプットが属するレベル　財務諸表等規則第八条第六十八項に規定する時価の算定に係るインプットが属するレベルをいう。	［号を加える。］